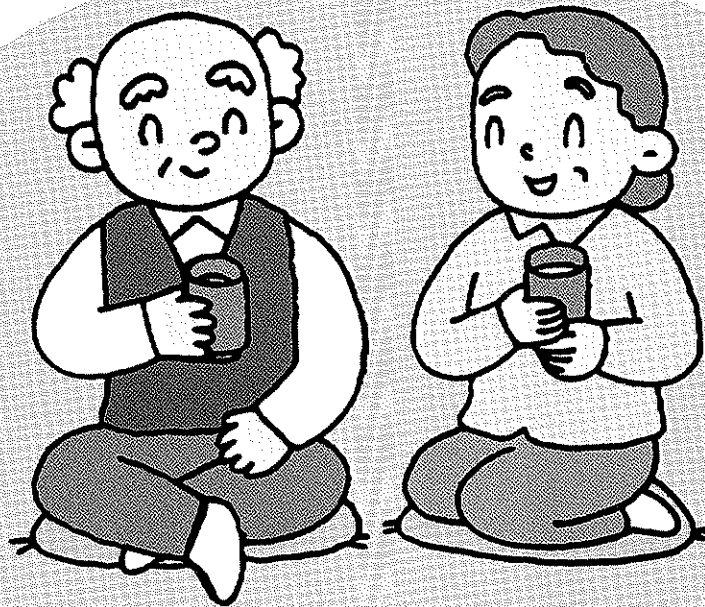


受審義務対応版

本人とご家族の安心のために

サービスの質の向上をめざす 事業所を応援します!!

地域密着型サービス 外部評価受審のご案内



Challenge!
チャレンジ

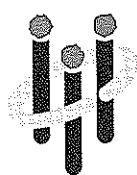
大阪府社会福祉協議会(以下「大阪府社協」)は、平成14年度から高齢者痴呆介護研究・研修東京センター(現「認知症介護研究・研修東京センター」)の協力機関として外部評価に関与し、平成17年4月に大阪府より外部評価機関の選定を受けた調査機関として外部評価を実施しています。

地域密着型サービスについては、厚生労働省令により平成18年度から自己評価及び外部評価の実施が義務化されました。でも、「義務化されているから」というだけの消極的な姿勢で受審するのでは、期待されている効果は半減してしまいます。

「せっかくお金を支払って受審するのだから、事業所の質の向上に少しでも役立てたい」大阪府社協では、このような積極的な姿勢で外部評価に臨む事業所に、質の高い外部評価でお応えします。この機会に、「事業所が提供するサービスの質の向上に役立つ外部評価を実施したい」と願う大阪府社協の外部評価にチャレンジしてはいかがでしょうか。

なお、本会の外部評価は平成21年度から義務化された「介護サービス情報の公表」との同一日調査に対応しています。(別の日の外部評価実施にも対応しています)

貴事業所からのお申込みを心よりお待ちしております。



社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
福祉サービス第三者評価センター

大阪府社会福祉協議会が実施する外部評価の特徴

外部評価は大阪府が定める実施要綱や評価機関選定要件に従って実施されますが、これら評価機関としての最低要件を満たした上で、皆様に選択される評価機関を目指し、さらに大阪府社協独自の工夫をしています。

特徴1 専門職の視点と市民の視点の調和

府の要件に該当する調査員を多数確保し、書面調査、及び訪問調査を2名1組で実施します。2名の調査員のうち1名以上は実務経験のある福祉又は医療の有資格者です。

(介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師など)

また、介護者家族の会などの協力を得て、家族の立場での介護経験を有するなど、市民的な視点を持つ調査員も多数確保しています。

これらの調査員が協同することにより、専門職的な視点と市民的な視点の両方を兼ね備えた調査を実現しています。多様な視点による評価は、事業所に多くの「気づき」をもたらしてくれることでしょう。

特徴2 お待たせしません

大阪府社協はこれまでの経験から、訪問調査から評価調査報告書(案)提示までの期間が開きすぎると、外部評価の効果が損なわれてしまうことを痛感しています。そのため、訪問調査実施後、遅くとも1か月以内には評価調査報告書(案)を提示することをお約束します。

特徴3 異議申立が簡単です

訪問調査終了後、送付されてきた評価調査報告書(案)を見て、「記載されている意味がよくわからない」、「納得がいかない」、「記載内容に誤りがある」などといった経験をされたことはありませんか？

そのような場合、書類や電話のやり取りだけで解決するのは手間がかかり限界があります。そこで、事業所もしくは大阪府社協からの申し出により、必要時には調査員が事業所を再訪問して再調査ができるような体制を整備しています。

また、異議申立による再調査だけでなく、「評価調査報告書(案)に記載した内容の意味や意図を説明してほしい」といった場合にも、調査員が事業所を再訪問して記載内容をご説明いたします。

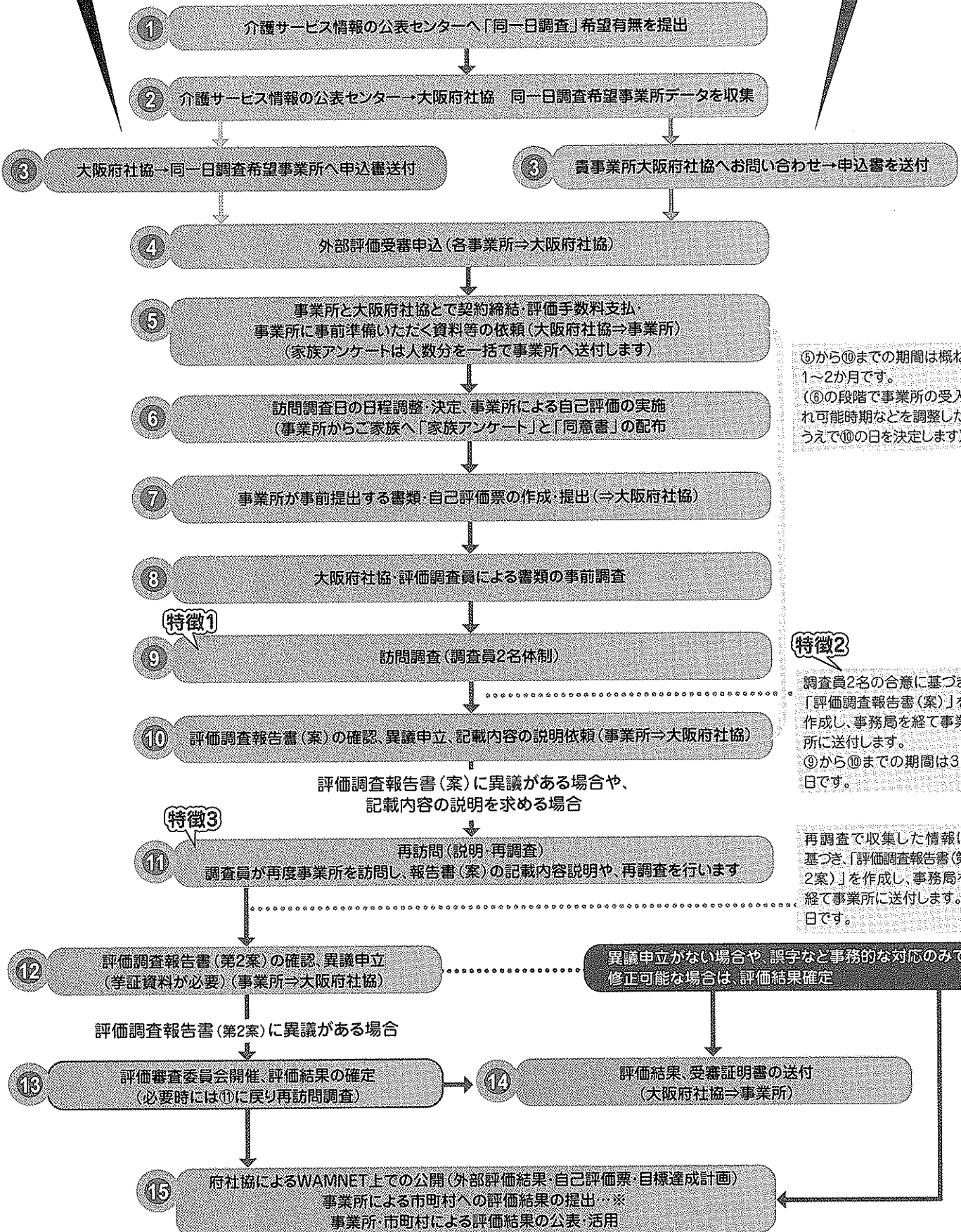
大阪府社協は事業所との対話を大切にしています。

外部評価実施の流れ

同一日調査は現在中止しています

同一日調査を希望する
事業所の方へ

外部評価受審のみ希望する
事業所の方へ



⑤から⑩までの期間は概ね1~2か月です。
⑥の段階で事業所の受入れ可能時期などを調整したうえで⑩の日を決定します

特徴2
調査員2名の合意に基づき、「評価調査報告書(案)」を作成し、事務局を経て事業所に送付します。
⑨から⑩までの期間は30日です。

再調査で収集した情報に基づき、「評価調査報告書(第2案)」を作成し、事務局を経て事業所に送付します。
日です。

特徴1

特徴3

※最終評価結果を市町村に提出し受理された日を公表日という。
この公表日から1年以内に、次回の自己評価及び外部評価・目標達成計画を実施し公表することとされている。

使用する評価基準

厚生労働省により示された自己評価及び外部評価の実施方法等についてのガイドラインを参考に、大阪府が定める評価基準を使用して評価を行います。

なお、自己評価表など外部評価に際して事業所に事前準備いただく資料等については、前ページ「外部評価実施の流れ」の④の段階で事業所に記入用様式などの資料一式をお送りします。

受審証明書を発行します

評価結果確定後には、大阪府社協会長名で受審証明書を発行します。(A5版ラミ加工)

これを掲示すれば、外部評価を受審したことが一目わかります。事業所に対する周囲からの信頼がさらに向上することでしょう。



お申し込み方法

添付の申込書に必要事項をご記入いただき、大阪府社協福祉サービス第三者評価センターまでファクシミリ又は郵送でお送りください。

当センターで申込書を確認後、1週間以内に貴事業所が指定する住所へ契約書2通(1通は返送用)をお送りいたします。

(申込書送付後10日間を過ぎても契約書が届かない場合、申込書を当センターで確認できていない可能性がありますので、お手数ですが確認のお電話をお願い致します)

<申込書送付先>

FAXの場合 06-6766-3668

郵送の場合 〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54

大阪府社会福祉協議会

福祉サービス第三者評価センター

地域密着型サービス外部評価担当

● 地域密着型サービスの外部評価に関するお問い合わせ先 ●



**社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
福祉サービス第三者評価センター**

大阪市中央区中寺1丁目1番54号

TEL:06-6762-9476 (直通)

FAX:06-6766-3668

Email:hyouka@osakafusyakyo.or.jp

○ 地域密着型サービス外部評価 評価手数料 ○

同一日調査は現在中止しています

【介護サービス情報の公表と同一日に外部評価を実施する場合】

サービス種別／（ユニット数）	金額（税込み）
グループホーム（1ユニット）	55,000円
グループホーム（2ユニット）	58,000円
グループホーム（3ユニット以上）	70,000円
指定小規模多機能型居宅介護事業所 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	55,000円

※ただし、上記とは別に「介護サービス情報の公表」の手数料（調査・公表計 33,000円）は別途必要になります。

【外部評価のみ実施する場合】

サービス種別／（ユニット数）	金額（税込み）
グループホーム（1ユニット）	80,000円
グループホーム（2ユニット）	85,000円
グループホーム（3ユニット以上）	97,000円
指定小規模多機能型居宅介護事業所 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	80,000円

